

貸切バス取消料規定

スポーツマネジメント株式会社
東京都知事登録旅行業第 2-4930 号
TEL 03-5412-0055
FAX 03-5412-2050

一、当社は、お客様が、貸切バスお申込み後、その都合により契約を解除・取消するときは、次の区分により違約料を申し受けます。

配車の日の15日前までの解除

・・・・・・・・・・無料

配車の日の14日前から配車日時の8日前まで

・・・・・・・・・・所定の運賃及び料金の20%に相当する額

配車の日の7日前から配車日時の4日前まで

・・・・・・・・・・所定の運賃及び料金の30%に相当する額

配車の日の3日前から配車日時の前日まで

・・・・・・・・・・所定の運賃及び料金の50%に相当する額

配車日時の24時間前以降

・・・・・・・・・・所定の運賃及び料金の100%に相当する額

二、当社は、お客様が、その都合により配車車両数の20%以上の数の車両の減少を伴う貸切バス契約の内容を変更するときは、減少した配車車両につき、前項の例により算出した額の違約料を申し受けます。(例、2台が1台になった場合は1台につき上記違約料)

三、上記の規定は、お申込み後、バスの代金の支払いの有無にかかわらず、この書面を交付した時点で有効となります。

四、上記の規定は、天災その他やむを得ない事由による場合は適用しません。